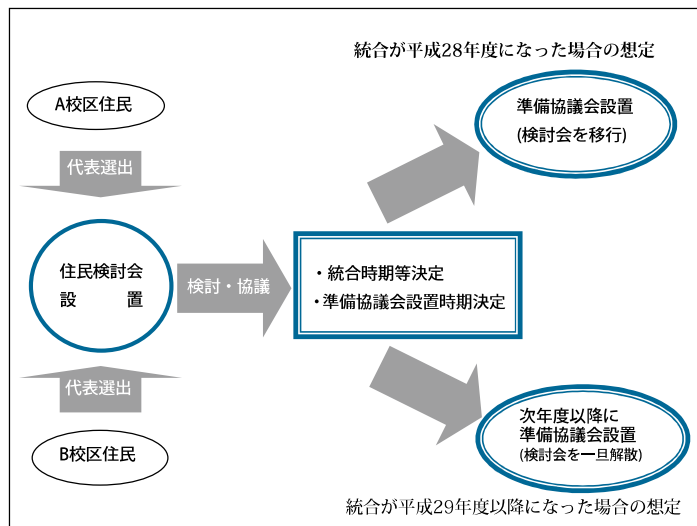


特別委員会報告

伯耆町小学校統合に関する調査特別委員会



住民検討会設置イメージ
(伯耆町立小学校統合に関する調査特別委員会資料より)

議員の全員で構成する伯耆町小学校統合に関する調査特別委員会は、平成二十六年六月十九日に教育委員会から、小学校統合の今後の進め方について、次の方針案をもって説明を受けた。

「新しい学校創り準備協議会の設置の前段として、統合年度について、住民による検討・協議を行なうための会『小学校統合の進め方住民検討会(仮称)』を設置する。」

『小学校統合の進め方住民検討会(仮称)』を設置
新しい学校創り準備協議会の設置の前段として

『小学校統合の進め方住民検討会(仮称)』の運営方法等

- 住民検討会の目的
小学校統合の年度等の案を策定する。また、統合年度の協議を通じて、各小学校区の現状や想いを共有することを目的とする。
- 住民検討会の設置単位
岸本地区・溝口地域にそれぞれ住民検討会を設置する。
- 構成員及び人数
準備協議会に参加が想定される関係者を中心に構成し、一小学校区当り概ね十人の委員とする。なお、参加者は原則として、関係団体・地区の推薦とする。
- 役員の選出
会長及び副会長二名を

年月	項目	内容
H26.5~7	小学校統合の進め方住民検討会の説明会開催	関係者に今後の進め方及び住民検討会(仮称)の設置について説明及び意見交換
H26.8	住民検討会設置	○岸本・溝口地域にそれぞれ設置 ○月1~2回程度開催
H26.10	小学校統合年度等の決定	○具体的統合年度等及び準備協議会設置に関する各地区の意向の確認
H26.11	検討会を準備協議会に移行(設置)、又は検討会解散を決定	○2年以内の統合なら移行、統合が遅くなった場合は一旦検討会を解散し、後年度に改めて準備協議会設置等を検討
H26.12	補正予算提出	○準備協議会に移行(設置)となった場合は、運営に必要な経費を補正

今後の予定
(伯耆町立小学校統合に関する調査特別委員会資料より)

互選により選出する。
○運営
教育委員会事務局に住
民検討会事務局を置くが、
運営は原則として住民検
討会の意思により行うも
のとする。
○準備協議会への移行
統合年度等が決定した
場合は、住民検討会の構
成員をベースとして、住
民検討会を準備協議会に
移行する。
なお、統合年度が平成
二十九年以降になる場
合には、設置を統合年度
の二年前に設置すること
も検討する。